

住宅リフォームに関連する支援事業

事業名	三世帯同居等支援事業	木造住宅耐震補強工事に伴う リフォーム工事補助事業	住宅改修費等支給	
目的	<ul style="list-style-type: none"> 子育て及び介護環境の向上 市内の定住促進 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化による災害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援・要介護者が自宅で自立した生活をするための支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が自宅で自立した生活をするための支援
補助額	住宅の増築・改築・建替えにかかる費用の1/3	費用の1/3	費用から所得に応じた利用者負担額を除いた額 (給付制限中の方は7/10または6/10)	費用から所得に応じた利用者負担額を除いた額
上限	50万円	20万円	20万円	20万円
対象	<ul style="list-style-type: none"> 子世帯(子育て世帯【18歳未満の子を有する世帯】または若年夫婦世帯【夫婦のいずれかが40歳未満の世帯】)とその親世帯で三世帯同居等を予定している者または令和2年4月1日以降に三世帯同居等を開始した者で開始した日から2年以上が経過していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月以前着工の3階以下の木造住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有し、要介護(要支援)認定を受けている人 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に住所を有する学齢児以上の方で、以下1又は2に該当する人 1 下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者手帳を有している人(特殊便器への取替をする場合は、上肢障害2級以上の人) 2 障害者総合支援法の対象となる難病患者のうち、下肢又は体幹機能に障害のある人
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> 親世帯または子世帯のいずれかが市内に所有する住宅であること 昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した住宅は、耐震性を確保すること 地域活動への参加の意思があること 市税を滞納していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断が評点0.7未満の住宅を評点1.0以上とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 改修予定の住宅(住民票がある住宅)に対象者が居住していること 	<ul style="list-style-type: none"> 改修予定の住宅に対象者が居住していること
備考		<ul style="list-style-type: none"> 三重県による補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に基づく保険給付 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく給付
担当課	都市整備部 都市計画課 TEL: 059-354-8272 FAX: 059-354-8404 E-mail: toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp	都市整備部 建築指導課 TEL: 059-354-8207 FAX: 059-354-8404 E-mail: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp	健康福祉部 介護保険課 TEL: 059-354-8190 FAX: 059-354-8280 E-mail: kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp	健康福祉部 障害福祉課 TEL: 059-354-8171 FAX: 059-354-3016 E-mail: syougai-fukushi@city.yokkaichi.mie.jp